

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱

〔平成31年3月29日  
要綱第5号〕

改正 令和3年8月27日要綱第3号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大川広域行政組合火災予防条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第12号。以下「条例」という。）第48条及び大川広域行政組合火災予防条例施行規則（昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第12号。以下「規則」という。）第8条及び第9条の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次項に定めるものを除き、大川広域消防本部（署）査察規程（平成28年大川広域行政組合訓令第6号。以下「査察規程」という。）の例による。

2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公表対象違反 査察規程第20条の規定により、関係者に交付する立入検査結果通知書（以下「立入検査結果通知書」という。）の不備欠陥事項のうち、規則第8条第1項及び第2項に該当するものをいう。
- (2) 公表予定日 公表対象違反に該当し、立入検査結果通知書等の交付をした日の翌日から起算して規則第9条第1項に規定する日数を経過した日をいう。
- (3) 公表の手続 公表するために実施する公表対象違反の報告、公表に係る防火対象物の関係者に対する公表する旨の通知、公表の決定及び利用者等への情報提供に関する事務をいう。
- (4) 公表対象物 現に公表している防火対象物をいう。
- (5) 関係者 防火対象物の権原を有する所有者、管理者又は占有者をいう。

(消防長の責務)

**第3条** 消防長は、利用者等が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(公表の対象となる違反の取扱い)

**第4条** 公表の対象となる違反の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 規則第8条第2項に規定する「設置されていないこと」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置（これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。）が義務となる防火対象物において、当該設備が設置されていないことをいう。
- (2) 前号の場合において、政令第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物の部分毎に設置義務が生じるときも同様とする。

(公表の手続)

**第5条** 公表の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 査察規程第2条第7号に規定する査察員は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）において、公表対象違反の疑いがあると認められた場合は、関係者に対し立入検査結果通知書を交付せず、口頭による不備欠陥事項の改善指導及び公表についての説明を行い、署長を介し口頭により予防課長に報告するものとする。
- (2) 予防課長は、前号の規定による報告を受けたときは、査察規程第2条第8号に規定する違反処理員に立入検査を行わせ、その結果を公表調査報告書（様式第1号）により、消防長に報告するものとする。
- (3) 消防長は、前号の規定による調査の結果に基づき、公表の要否等を決定する。
- (4) 消防長は、前号の規定により公表の実施を決定した場合は、公表対象違反がある防火対象物の関係者に対し、前2号の立入検査による立入検査結果通知書及び公表の予告書（様式第2号）を交付する。
- (5) 消防長は、規則第9条第1項の日の7日前の日までに、関係者に対し公表通知書（様式第3号）により公表する旨を通知しなければならない。
- (6) 消防長は、関係者に対して、前号の公表通知書を交付する場合には、受領書（様式第4号）に署名を求めるものとする。
- (7) 消防長は、受領拒否等の事由により直接関係者に対して公表通知書を交付できない場合は、郵便法（昭和22年法律第165号）第47条の規定に基づく、配達証明の取扱いにより送付することとする。

（情報の適正管理）

**第6条** 予防課長は、現に公表を行っている防火対象物における規則第8条第2項の違反に係る情報を、公表対象物一覧表（様式第5号）により適正に管理しなければならない。

（公表の停止）

**第7条** 予防課長は、公表対象違反が是正されたことを確認したときは、速やかに公表対象違反是正報告書（様式第6号）により、消防長に報告するものとする。

（公表の削除）

**第8条** 消防長は、前条の違反が是正されたことを確認したときは、公表情報を削除するものとする。

（補則）

**第9条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日要綱第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に改正前の防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱（以下「改正前の公表運用要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱の相当規定によりなされた処

分、手続その他の行為とみなす。

- 4 第2条による改正前の大川広域消防本部応急手当普及啓発活動実施要綱及び第3条による改正前の公表運用要綱に規定する様式において作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大川広域消防本部  
消防長 殿

大川広域消防本部予防課  
予防課長 印

公表調査報告書

公表対象違反について調査した結果を、次のとおり報告します。

防火対象物の 名称・所在地	フリガナ 名 称				
	フリガナ 所 在 地				
防火対象物の 状況	用 途	構 造	階 層	規 模	
				建築面積	m <sup>2</sup>
				延べ面積	m <sup>2</sup>
公表対象違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表対象違反 に関する状況					
公表に関する 事項	公表通知書交付予定日			公表予定日	
備 考					

注 該当する□内にはレを記入すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

大川広域消防本部予防課  
 予防課長

印

公表の予告書

あなたの（所有・管理・占有）する防火対象物について、年 月 日 消防法第4条の規定に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり火災予防上重大な不備事項を確認しましたので、速やかに改善されるように指示します。

なお、当該防火対象物に係る違反事項について、本通知書を交付した日から30日を経過したにもかかわらず、当該違反事項が認められる場合は、大川広域行政組合火災予防条例第48条第1項の規定に基づき違反内容等を公表することがあります。

記

防火対象物の 名称・所在地	名 称	
	所 在 地	
公表の対象となる違反内容		
その他		

様式第3号（第5条関係）

## 公表通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域消防本部  
消防長

あなたの（所有・管理・占有）する防火対象物に関し、 年 月 日付の公表の予告書により通知した違反のうち、現に違反が認められるものについて、大川広域行政組合火災予防条例第48条第1項により下記のとおり公表します。

## 記

## 1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所 在 地	
違反の内容		

## 2 公表の方法

- （1）大川広域消防本部ホームページへの掲載
- （2）大川広域消防本部における書面の閲覧

## 3 公表予定日

年 月 日

- 備考
- 1 上記1に記載の違反の内容を是正した場合は、以下の問い合わせ先へ連絡してください。
  - 2 公表予定日前に違反の是正を確認した場合は、公表しません。

お問い合わせ先：大川広域消防本部予防課

電話0879（24）1785

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大川広域消防本部  
消防長 殿

住所  
氏名 印

受領書

年 月 日付け 第 号の公表通知書を確かに受領しました。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第5号（第6条関係）

公表対象物一覧表

	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	違反是正日
			違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							



様式第6号（第7条関係）

公表対象違反是正報告書

年 月 日

大川広域消防本部  
消防長 殿

大川広域消防本部予防課  
予防課長 印

大川広域行政組合火災予防条例第48条の規定による公表対象物について、下記のとおり消防法令違反が是正されましたので報告します。

記

防火対象物の 名称・所在地	フリガナ 名称				
	フリガナ 所在地				
防火対象物の状況	用途	構造	階数	規模	
				建築面積	m <sup>2</sup>
				延べ面積	m <sup>2</sup>
公表対象違反に 関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表対象違反の 是正に関する状況					
立入検査に関する 事項	立入検査実施日	立入検査結果通知書 交付日		公表対象違反の是正日	
公表に関する事項	公表通知書交付日			公表（予定）日	
備考					

注 該当する□内にはレを記入すること。